

# 地域ネットワークニュース

## ～平成24年8月の勉強会のお知らせ & 7月の勉強会報告～

第175回 地域ネットワーク勉強会



## 鹿島特別支援学校の進路指導と 卒業後のフォローアップ体制

講師：鹿島特別支援学校 教諭 赤平雅人氏

## ※開催時間にご注意！

8月10日(金)  
午後1時30分

~3時30分

神栖市保健・福祉会館内

鹿島特別支援学校では“「職業」の学習内容を確立させ、個別にキャリア教育を実施し卒業後の家庭生活・職業生活が自己実現できるようにする”という目標を掲げています。そして高等部は今年度より、「職業コース」「総合コース」「生活コース」「自立活動コース」などのコース制に移行し、一人ひとりの進路希望や障害の状況、特性、関心等のニーズに応じたきめ細やかな対応を行っています。また卒業後の進路指導として、地域の一般企業や福祉施設及び就労支援事業所などで現場実習を行い、生徒自身で“進路先を体験できることで、安心感や自信を育む取り組みを継続してきました。

今回の勉強会では、鹿島特別支援学校で進路指導に携わってきた赤平先生より、特別支援学校の進路の現状や課題、在校生に対する進路に向けた支援、卒業生へのフォローアップなど、障害者の進路に必要なポイントを踏まえてお話をいただきます。早い段階から将来を見据えた取組みが今後の学校生活や進路相談におけるポイントになりますので、中学部に在籍する生徒の保護者の方も、ぜひご参加下さい。

お問合せ：電話 0299-93-0294 神栖市社会福祉協議会 地域福祉推進センター 飯田

## 第174回 地域ネットワーク勉強会報告

7月13日開催（参加者16名）



## 公証役場を活用しよう～遺言と任意後見契約の解説～

講師：鹿嶋公証役場 公証人 斎藤和博 氏

遺言については、法定相続の対象ではない内妻や長男の嫁などの血縁でない人を相続の対象とするときや相続人が1人もいない場合などは、遺言を作成しておくことが有効であること、その遺言も自分で作成する「自筆証書遺言」の場合、遺言を残しても発見されなかったり、偽造されることがあること、また文言が不明確であったり、名前や日付などの必要事項が記入されていないと、無効になってしまうことからも、公証人の作成する「公正証書による遺言」を作成することが適確であることを知りました。任意後見制度については、任意後見人を請け負ってくれる人が身近にいることが大前提であり、お金があれば弁護士や司法書士などの法律の専門家に依頼はできますが、任意後見人は自分の将来を預ける人であり、やはり自分のことをよく知っている人に依頼するのであれば、日頃の人付き合いが大切になるということを改めて感じました。

遺言と任意後見契約については、つい先延ばしに考えてしまいますが‘いざというときのための転ばぬ先の杖’と考え、きっかけがあったときに準備を進めておきたいものです。